

令和6年度墨田区議会定例会 2月議会提出予定案件（追加）

〈条例〉

- 1 墨田区組織条例の一部を改正する条例
- 2 墨田区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例
- 3 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 4 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 5 職員の旅費に関する条例

〈条例〉

- 6 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 7 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 墨田区組織条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

社会状況の変化、区民ニーズの多様化等に適切に対応するため、区長部局の組織体制を整備する。

(2) 施行期日等

ア 施行期日 本年 4 月 1 日

イ その他の条例の改正 付則で次の条例について改正する。

1 墨田区興行場法、旅館業法及び公衆浴場法 運営協議会条例	2 墨田区大気汚染障害者認定審査会条例
3 墨田区公害健康被害認定審査会条例	4 墨田区公害健康被害診療報酬審査会条例
5 墨田区保健衛生協議会条例	

2 墨田区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する人材を活用することにより、複雑化かつ高度化する行政課題への対応を図るため、特定任期付職員制度を導入するとともに、題名を「墨田区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」に改める。

(2) 施行期日

本年 4 月 1 日

3 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

職員の育児に係る負担軽減を行い、仕事と育児の両立をすることができる職場環境の整備を更に進めるため、子育て部分休暇を創設し、育児を行う職員の超過勤務を制限する子の年齢上限を引き上げるとともに、子の看護のための休暇の取得事由を拡充するほか、仕事と介護の両立を更に図っていくため、介護両立支援制度等を創設するとともに、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

本年4月1日

4 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

高年齢層職員の能力及び経験の活用を図るため、支給要件を満たす定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当を支給する。

(2) 施行期日

本年4月1日

5 職員の旅費に関する条例

(1) 改正理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正（6.5.15公布、7.4.1施行）等を踏まえ、旅費の種類、内容、金額等を次のとおり変更するため、職員の旅費に関する条例の全部を改正する。

(2) 内容

旅費の種類、内容及び金額の改正

旅費の種類		現行	改正案
交通費	鉄道賃	内国旅行における一部鉄道賃について距離制限を設けている。	原則、実費とする。
宿泊費等	宿泊費 【現行：宿泊料】	1夜当たりの定額を支給している。	1夜当たりの上限額の範囲内の実費とする。
	宿泊手当 【現行：日当】	近接地外旅行及び外国旅行の場合に1日当たりの定額を支給している。	1夜当たりの宿泊を伴う旅行の場合のみ定額を支給する。
	食卓料	水路旅行及び航空旅行中の1夜当たりの定額を支給している。	支給を廃止する。
転居費等	転居費 【現行：移転料】	新旧在勤地間の距離に応じた定額を支給している。	家財の運送に要する費用の実費とする。
	着後滞在費 【現行：着後手当】	日当5日分及び宿泊料5夜分に相当する額を支給している。	5夜分を限度とし、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額を支給する。
	家族移転費 【現行：扶養親族移転料】	扶養親族1人ごとに、移転時の年齢に応じて定額を支給している。	家族1人ごとに交通費、宿泊費等の合計額を支給する。
その他	死亡手当	職務の級に応じて特別区人事委員会規則で規定する定額を支給している。	職務の級に関係なく、定額を支給する。
	近接地	特別区人事委員会規則で規定する地域	近接地の設定を廃止する。

(3) 施行期日等

ア 施行期日 本年4月1日

イ その他の条例の改正 付則で次の条例について改正する。

1 墨田区長等の給料等に関する条例	2 墨田区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例
3 墨田区選挙管理委員会等の調査に出頭する者の費用弁償に関する条例	4 墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
5 墨田区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例	6 墨田区教育委員会教育長の給料等及び勤務に関する条例
7 墨田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例	8 墨田区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例
9 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例	10 墨田区常勤の監査委員の給料等に関する条例

6 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

職員の育児に係る負担軽減を行い、仕事と育児の両立をすることができる職場環境の整備を更に進めるため、子育て部分休暇を創設し、育児を行う職員の超過勤務を制限する子の年齢上限の引き上げるとともに、子の看護のための休暇の取得事由を拡充するほか、仕事と介護の両立を更に図っていくため、介護両立支援制度等を創設する。

(2) 施行期日

本年4月1日

7 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例

(1) 改正理由及び内容

高年齢層職員の能力及び経験の活用を図るため、支給要件を満たす定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当を支給する。

(2) 施行期日

本年4月1日